

災害時の活動

★御自身・御家族の安全確保を最優先にし、可能な範囲での活動をお願いします。

【風水害時の活動】

①情報の入手

- ・防災行政無線・広報車
- ・メール配信システム
- ・テレビ放送・ラジオ放送 など



②要援護者への情報伝達等

- ・入手した災害情報等の伝達
- ・「高齢者等避難」等が発令された場合、避難支援が必要か確認など

④避難所等への状況報告

- ・避難所に避難できず、要援護者が自宅等にとどまった場合は、支援組織代表者や避難所等に状況を報告

③要援護者の避難支援

- ・「高齢者等避難」等の発令後、避難支援が必要な方に避難所等までの避難支援を実施

【震災時の活動】

①御自身・御家族の安全確認等

- ・御自身・御家族の安全確保
- ・周辺に大きな被害が出ていないかなどの状況確認
- ・津波警報等が発令された場合は、津波避難施設等に速やかに避難

安全確認後

②要援護者の安否確認

- 【震度6弱以上の場合】
要援護者の安否確認等を実施
- 【震度5以下の場合】
周囲の状況などを確認し、被害が出ている場合に安否確認等を実施

③避難支援、救出・救助

- 【要援護者が無事だった場合】
建物倒壊や火災の延焼拡大などにより、避難指示等が発令されている場合は、避難支援へ協力
- 【要援護者の救出・救助が必要な場合】
・無理せず可能な範囲で対応
・近隣住民にも声掛けするなど、協力して対応
・救出が困難な場合は、消防・警察に連絡



④支援組織・避難所への安否報告

- 安否確認の結果は、支援組織や避難所等で情報集約する際に報告をしてください。

川崎市災害時要援護者 避難支援制度 支援ガイド

概要版

はじめに

近年発生した大規模災害において、多くの高齢者や障害者等が犠牲になりました。これは、災害時に情報の入手ができなかったり、歩行が困難などの理由から自力で避難することができず、あるいは避難行動が遅れたことによるものと言われています。

市民の皆様には、自分の身は自分で守る「自助」と、地域のことは地域で守る「共助」の考えに基づき、地域が一体となった取組を進めていただくことが重要です。

本市では、平成19年12月から「災害時要援護者避難支援制度」を開始し、地域の皆様の共助により要援護者の安否確認や避難誘導などの支援体制づくりをしていただいています。

支援等の検討・実施に当たりましては、「支援ガイド」を参考にいただきながら、地域の実情に合わせた支援体制づくりを進めていただきますようお願いいたします。

また、災害時はまず**自分の安全の確保をした上で**、可能な範囲での御支援をお願いします。

制度の活動の流れ

平常時の活動
2P

災害時要援護者の把握

- ・登録者名簿の管理
- ・初回訪問による状況把握など

支援体制の構築

- ・支援者の選定と役割分担
- ・避難方法の検討など

定期的な訪問などを通じた関係の構築

災害発生

災害時の活動
3・4P

支援活動の開始基準

<風水害>

- ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合

<震災>

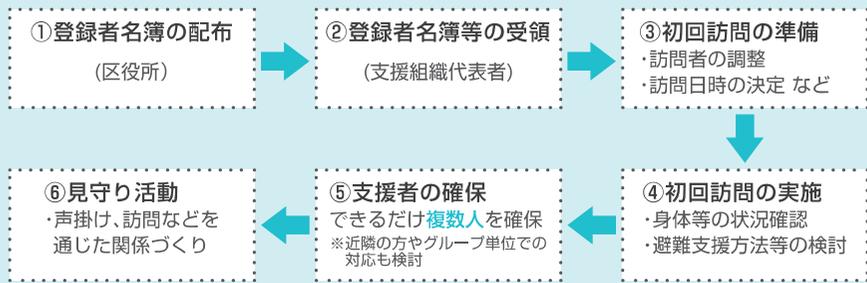
- ・震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・震度5以下の場合、周辺状況などを確認し、被害が出ている場合

応急活動

- 1 情報伝達
- 2 安否確認
- 3 避難誘導
- 4 救出・救助

平常時の活動

【平常時の活動の流れ】



【初回訪問の確認事項】

1 いつ、どのような支援が必要か？

- (1) 具体的災害を想定して検討しましょう。
例：震度5強の地震が発生し、家具等が転倒している。
- (2) 支援の必要な時間帯は？
例：昼間、家族等が不在になるため支援が必要。
- (3) 親類などの緊急連絡先はどちらですか？
- (4) どのような支援を望んでいますか？
例：目が不自由なので、避難所まで誘導して欲しい。
- (5) 避難計画を検討し、個票などに記載する。



2 要援護者本人の防災対策は？

- (1) 家具の転倒防止対策はできているか。
- (2) 備蓄品や非常持出品の準備ができていないか。
- (3) メール配信システムの登録など情報収集方法は確立しているか。

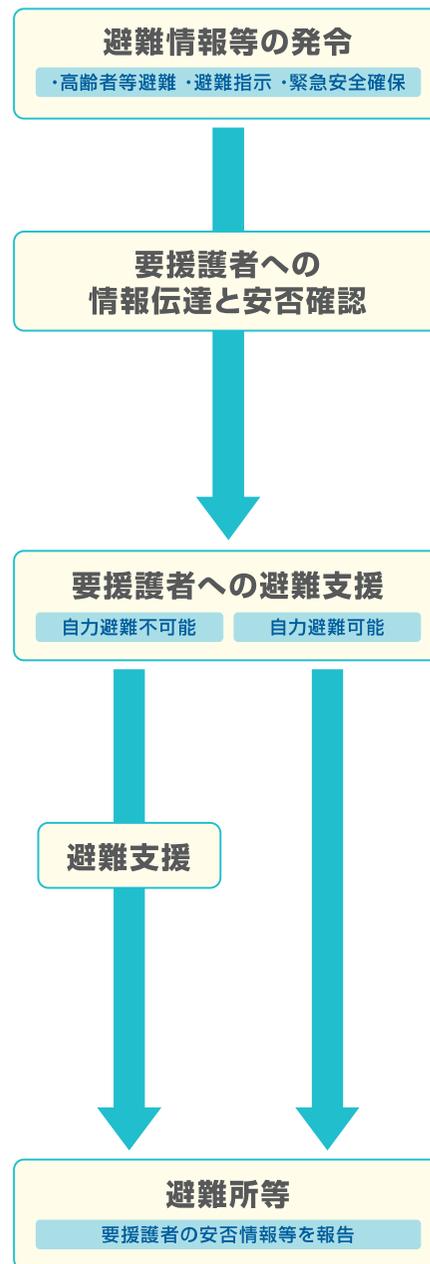
【個人情報の取扱いの注意事項】

個人情報保護の観点から、名簿情報の流出や拡散がないよう地域の中で適切に管理し、この制度の目的以外には使用しないよう遵守してください。

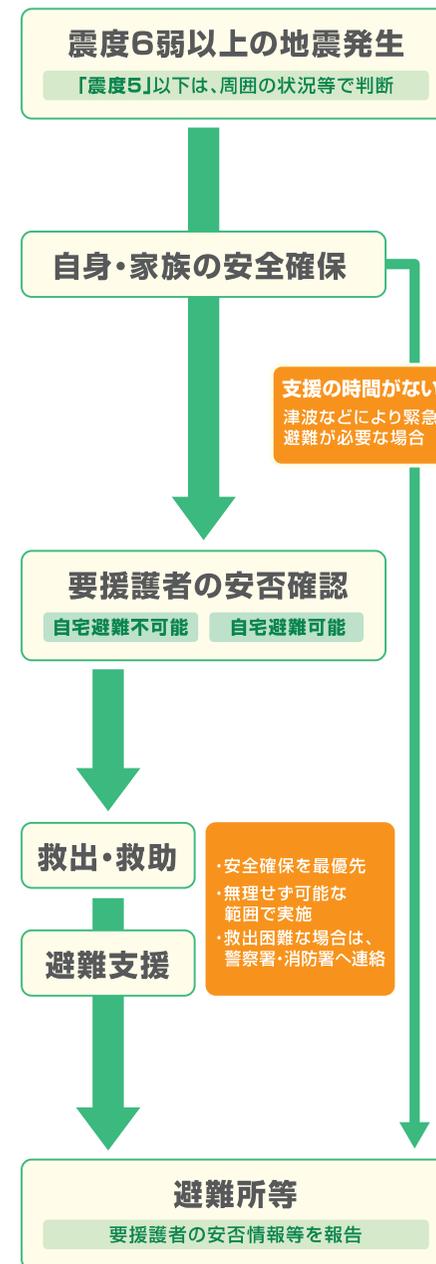
- ① 支援組織代表者は、支援者に対しそれぞれが受け持つ要援護者の情報のみを、必要かつ最少限の範囲で情報提供してください。また、区から提供された個票の写しを支援者に配布する場合は、配布した支援者名・配布日を一覧表に記録するなどして管理してください。
- ② 情報提供を受けた支援者は、その情報をむやみに口外したり、支援目的以外には使用しないでください。
- ③ 支援組織の代表者や支援者が交代する場合は、情報提供や配布された名簿等の確実な引き継ぎをお願いします。また、要援護者に対しても交代した旨をお知らせください。
- ④ 代表者、支援者を退いた後も、要援護者の情報の厳守をお願いします。

災害時の活動の主な流れ

風水害時



震災時



支援の時間がない
津波などにより緊急
避難が必要な場合

・安全確保を最優先
・無理せず可能な
範囲で実施
・救出困難な場合は、
警察署・消防署へ連絡